

# 日本労働組合 出版労働組合規約

## 出版労働組合規約

### 第一章 名稱及目的

第一條 本組合は出版労働組合と稱す。  
第二條 本組合は日本労働組合評議会に加盟し、其の宣言、綱領及決議の遂行を以て目的とす。

### 第二章 組織

第三條 本組合は関東地方に於ける出版印刷産業に従事する労働者を以て組織し、支部及補充部を以て構成單位とす。

### 第一節 支部

第四條 支部三十名以上の組合員を以て地域別に組織す。  
第五條 支部は五名以上の組合員を有する工場分會を構成單位とし分會構成定數未滿の組合員は支部直屬とす。  
第六條 支部には各一名の支部代表者をおき、その所屬支部の責任を負ふものとす。  
第七條 支部規約は理事會の承認を経るを要す。

### 第二節 補充部

第八條 補充部には組合員にして其勤務する工場或は居住する地域に支部なき場合之に屬すべきものとす。  
第九條 補充部は組織部の統轄の下におき、執行委員會責任を負ふものとす。  
第十條 補充部は組合の決議機關に參與する資格を有せず。

### 第三章 機關

第十一條 本組合は左の機關をおき其務を處理す。  
一、大會、二、理事會、三、執行委員會、四、專門部。

### 第一節 大會

第十二條 大會は本組合の最高決議機關にして、各支部より組合員百名未滿は十名に就き一名、百名以上は十五名を増す毎に一名、三百名以上は二十名を増す毎に一名の割合を以て選出されたる代議員を以て構成す。

第十三條 代議員の選出方法は各支部に於て之を定め其資格を證明する信任狀を大會に提出するものとす。  
第十四條 大會は毎年一回定期に開催し組合長之を召集す。但理事會之を必要と認めたる場合又は組合員三分の一以上の要求ありたる時は、臨時大會を開催するものとす。  
第十五條 執行委員は大會に於て發言權を有するも決議權なし。

第十六條 大會は代議員三分の二以上出席するに非ざれば成立せず。

### 第二節 理事會

第十七條 理事會は大會より次期大會までの決議機關にして、毎月一回定期に開催し、組合長之を召集す。但執行委員會必要と認めたる時は理事會三分の一以上の要求ありたる時は緊急理事會を開催するものとす。

第十八條 理事會は各支部より左の割合を以て選出されたる理事を以て構成す。  
(一) 百名未滿三名、(二) 百名以上百名を増す毎に一名を加へるものとす。但し總數半数以上なるときは一名を加へる事を得。

第十九條 執行委員は理事會に於て發言權を有するも決議權なし。  
第二十條 理事會は理事三分の二以上出席するに非ざれば成立せず。

第二十四條 執行委員會は必要に應じ執行委員長之を召集す。

### 第四節 專門部

第二十五條 專門部は執行委員會の補助機關にして、執行委員會の下に會務を分擔處理するものとす。  
第二十六條 專門部は左の九部門に分つ。  
(一) 組織部、(二) 争議部、(三) 政治部、(四) 教育出版部、(五) 財政部、(六) 調査部、(七) 婦人部、(八) 共濟部、(九) 少年部。  
第二十七條 專門部員及部長は執行委員會之を任命するものとす。  
第二十八條 專門部細則は理事會の承認を経るを要す。  
第二十九條 專門部に對する事務執行の責任は執行委員會之を負ふものとす。

### 第四章 役員

第三十條 本組合に左の役員をおく。  
(一) 組合長一名、(二) 執行委員 九名、(三) 書記 二名。  
第三十一條 組合長は大會に於て選出し、大會及理事會の議長にして、本組合を代表す。  
第三十二條 執行委員長は執行委員會にて互選し、執行機關を代表す。  
第三十三條 執行委員は大會に於て選出し、連帶責任を以て會務を執行す。

第三十四條 書記は執行委員會之を任命し、事務の執行を補助するものとす。  
第三十五條 役員は任期は大會より次期大會までとす。但し再任を妨げず。  
第三十六條 役員にして缺員を生じたる場合は、理事會に於て選出補充するものとす。

### 第五章 會計

第三十七條 組合費は一ヶ月分三十錢とし、毎月前納するものとす。  
第三十八條 支部に於て必要と認めたる時は組合費を減額亦は全免する事を得るものとす。但し執行委員會の承認を経るを要す。  
第三十九條 本組合の收支決算は毎年大會の承認を経るを要す。

第四十條 本組合の財産管理及び會計監査に關しては、執行委員會の連帶責任とす。  
第四十一條 組合費は如何なる理由に依るも返戻せず。

### 第六章 加盟脱退及罰則

第四十二條 本組合に加入せんとするものは申込用紙に所要の記入をなし、本組合は支部に届出するものとす。  
第四十三條 加入者は加入金二十錢を納め、メタル及組合員證の交付を受くべし。

第四十四條 本組合を脱退せんとする者は其理由を明記して所屬支部の承認を受け、メタル及組合員證を返戻し、脱退と同時に組合員としての一切の權利を失ふものとす。  
第四十五條 本組合は左の各項に該當するものに執行委員會より警告勸告を發し、亦は理事會理事出席者數の三分の二以上の賛成を以て組合員名簿より除籍するを得。  
(一) 組合費三月以上理由なくして滞納したる場合  
(二) 本組合の目的規約並びに重要決議に違反したる場合  
(三) 間諜行為ありたる場合。

### 第七章 附則

第四十六條 本組合は本部を東京市内におく。  
第四十七條 本組合の規約は大會出席代議員總數の三分の二以上出席するに非ざれば成立せず。